

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年9月10日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室

3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 國岡道夫  | 2番 太田修    | 3番 松本英樹   |
| 4番 尾上昭則  | 5番 小西勝正   | 6番 高原敏正   |
| 7番 大河原誠  | 8番 大森一廣   | 9番 片岡一矢   |
| 10番 木下泉  | 11番 宇津木利正 | 12番 太田一己  |
| 14番 河崎繁  | 15番 雪上勲   | 16番 古澤直通  |
| 17番 高原峯夫 | 18番 大森茂利  | 19番 藤澤美芳  |
| 20番 長船裕一 | 21番 永守修一  | 22番 久山英之  |
| 23番 上村善亮 | 24番 石黒五月  | 25番 大内美智子 |
| 27番 石原芳高 |           |           |

欠席委員

|          |          |
|----------|----------|
| 13番 川野実重 | 26番 原野健一 |
|----------|----------|

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 心光 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用  
権設定・利用権移転)

その他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、第6回の総会を始めさせていただきます。  
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。今週は心配していた台風も大きな被害なく通過いたしました。そのような中平成27年度第6回目の農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、みなさまにご出席をいただきましてありがとうございます。本日は件数も少ないですが適正な審査をよろしくお願いします。また我々の関心事である農地法の一部改正案ですが、こちらの運用上の施行令も二週間程度かかる見込みであるようです。成立し次第説明会の開催もあると思っておりますのでよろしくをお願いします。

事務局長 ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、13番・川野委員、26番・原野委員から欠席の届出が出ていることを申し添えます。  
以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくをお願いします。

議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに24番・石黒委員さん、25番・大内委員さん、よろしくお願致します。  
それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。  
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。  
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で農地転用許可相当と議決されました■  
■■外2件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成27年8月28日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。  
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
（意見なし）

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上報告承認とさせていただきます。

それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条許可申請についてでございます。それでは1番案件です。

#### 【1番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は437㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は321㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は12,244㎡。家族数及び耕作者数は3名です。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」、譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」、譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。農地

の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は689㎡。譲受人の農地までの距離は23,000m。耕作面積は4,346㎡。家族数及び耕作者数は1名です。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さん外2名が畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん■番・■■■委員さんですが、■■■しておりますので■■■より説明をお願いします。

■■■ それでは説明させていただきます。2番案件ですけれども、譲渡人の■■■さんから■■■さんに農地を譲渡するというものなのですが、譲渡人の■■■さんは■■■にお住まいということで、日々農地を管理するのがなかなか難しいということですので、農地の近辺にお住まいの■■■さんに農地の耕作をお願いするということです。特に問題は無いということですのでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは続きまして2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。この件につきましては、■■■さんと■■■さん外3名との間で話ができたと、この畑まで■■■さん宅からは23kmと少し距離はあるんですが、こちらの農地近辺には営業でくることが多く水もきれいなため、取得したいということです。管理もしっかりするよう念も押しておりますし、本人もきちんと管理するということですのでよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。  
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
それでは、続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。  
【第2号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第2号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
(意見なし)

議 長 ご意見ないので、第2号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。  
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。今回は、10月9日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、11月11日水曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議 長 他にご意見ご質問等ございますか。

■ 番 委 員 すみません。三点ほど質問があります。

議 長 どうぞ。

■ 番 委 員 まず一点目が■■■の■側に空き地があるとおもうんですが、

■■は工場用地のためにそこを段取りしているとききました。その後進捗状況はどうなっているのでしょうか。

事務局 現在は当該用地について整備を進めている段階で、販売を開始するのは平成■年度よりと伺っています。そのため工事の着工となりますと相手方が決まってからということになります。

■番委員 はい。では二点目、県北の奥津温泉のあたりに、邑久町の時分に山を購入していると聞いたのですが、どのくらいの面積なのでしょう。一度視察で訪れたことがあるんですがその後どのようなようになっているのでしょうか。

事務局 面積等確認が必要ですので後日お調べして回答いたします。

■番委員 それから三点目です。邑久町尻海に一本松という施設があるんですがそこに売店があります。そこで過去に邑久町の収入源として馬券売り場を作るということで■■が力を入れていると聞きました。その後どのようなようになったかお聞かせください。本日即答するのは難しいでしょうから次回の委員会までにお調べいただければと思います。以上です。

事務局 分かりました。

議長 ではこれをもちまして、平成27年度第6回総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前9時54分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年9月10日

議 長

署名委員

署名委員